

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	1	デジタル化・AI導入補助金2026<通常枠>	全国	全国	(空白)	2026年03月30日	2026年08月25日	(空白)	※17時	<p>○ITツールの要件</p> <p>申請者は、IT導入支援事業者が事務局に対して事前に登録したITツールの中から導入するものを選択し、交付申請を行う。</p> <p>○交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低資金が法令上の地域別最低資金以上であること。</p> <p>○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行うこと。また、宣言内容の確認に際し事務局が一部の交付申請情報を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と共有することに同意すること。なお、第2回公募以降においては、2926年4月より運用開始のSECURITY ACTION管理システムにおいて、「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行っている場合、申請可能とする。</p> <p>○国及び独立行政法人中小企業基盤整備機構中小機構、その他の独立行政法人の他の補助金等と重複する事業については、補助事業の対象として含んでいないこと。</p> <p>○補助事業者の労働生産性について、以下要件を全て満たす3年間の事業計画を策定し実行すること。</p> <p>①1年後に労働生産性を3パーセント以上向上させること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠（A・B類型）又はデジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）若しくはIT導入補助金2024、IT導入補助金2025の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性を1年後に4パーセント以上向上させること。</p> <p>②事業計画期間において、労働生産性の年平均成長率が3パーセント以上とすること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠（A・B類型）又はデジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）若しくはIT導入補助金2024、IT導入補助金2025の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性の年平均成長率が4パーセント以上とすること。</p> <p>③労働生産性の向上の目標が実現可能かつ合理的であること。</p> <p>○IT導入支援事業者と確認を行ったうえで、生産性向上に係る情報（営業利益、人件費、減価償却費、従業員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低資金（事業場内で最も低い資金）等を事務局に報告すること。</p> <p>他の要件など、詳細は公募要領を参照ください。</p>	1プロセス以上：150万円未満 4プロセス以上：450万円以下	1/2以内 ※令和6年10月から令和7年9月までの間で3か月以上、令和7年度改定地域別最低資金未満で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示しIT導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対してITツールを導入し、補助事の場合の補助率は、2/3以内	<p>本事業は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入）等に対応するため、生産性向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。</p> <p>デジタル化・AI導入補助金事業のスキーム） IT導入支援事業者と中小企業・小規模事業者等が共同事業体となり、デジタル化・AI導入補助金事務局に対して各種申請を行う。</p> <p>※IT導入支援事業者とは IT導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対してITツールを導入し、補助事の場合の補助率は、2/3以内</p> <p>※ITツールとは ITツールとは、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に登録された中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上に資するソフトウェア（AIを含む）・オプション・役務・ハードウェアの総称を指す。</p>	中小企業者・小規模事業者等	交付決定後～ 1次公募：2026年12月25日 2次公募：2027年1月29日 3次公募：2027年2月26日 4次公募：2027年3月31日	https://it-shien.smr.go.jp/apply/submit/	○問合せ先：中小企業デジタル化・AI導入支援事務局
NEW	2	令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 機械メーカー向け情報 【(III)設備単一位型/(III)GX設備単一位型】の補助対象設備の製品型番登録の告知 https://sii.or.jp/setsubi07/material.html	全国	全国	(空白)	2026年02月26日	(空白)	(空白)	<p>※登録は上記の開始日以降、「補助対象設備登録申請書」を随時受け付け、登録審査を行います。 ※「製品型番リスト」および「GX要件」は後日公開となるため、公開後に随時受け付け、登録審査を行います。 ※申請内容に不備がある場合、不備が解消されるまで型番情報の公表はできません。その場合、登録・公表されるまでに1か月以上かかる可能性がありますので、予めご了承ください。</p>	(空白)	(空白)	<p>2021年10月の「第6次エネルギー基本計画」では、産業部門、業務部門において、2030年までに6,200万kWh程度のエネルギーを削減することを目標として定められました。加えて、2025年2月に「第7次エネルギー基本計画」が「GX2040ビジョン」と共に策定され、国内外の情勢変化を十分踏まえ、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、徹底した省エネや非化石転換に資する先進的な設備投資を加速させる方針が示されました。</p> <p>「令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」および「令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」では、これらの実現に向け、業種横断的に導入される「ユーティリティ設備」、及び「生産設備」（以下、「指定設備」という。）について、市場の中でも省エネ性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる水準の向上を図ります。</p> <p>令和7年度補正予算の「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」および「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の設備単一位型には、以下の3つの事業区分があります。補助対象設備として登録された指定設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費として補助します。</p> <p>・継続される枠組み 製品型番の登録手続きを含め、従来の枠組み・手順を継続して実施 (III)設備単一位型（従来枠） ・創設される枠組み 「従来枠」の要件のうち、GX要件を満たすメーカーの設備については、以下の支援策が新たに創設 (III)GX設備単一位型（メーカー強化枠） (III)GX設備単一位型（トップ性能枠）</p>	製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を全て満たす必要があります。 ①国内において事業活動を営んでいる法人であること（法人登記している事業者に限る）。 ②製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること（製造物責任法（PL法）に規定する製造業者等）。 ③経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。	(空白)	https://sii.or.jp/setsubi07/material.html	○問合せ先：一般社団法人環境共創イニシアティブ 事業第1部 製品型番登録担当 ○「(III)設備単一位型」、「(III)GX設備単一位型」の補助対象設備の製品型番登録の告知です。	
NEW	3	中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（5次公募）	全国	全国	(空白)	2026年02月27日	2026年03月27日	(空白)	※17時締切	<p>○一般企業向けの事業要件</p> <p>・投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ・賃上げ要件：補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、5.0%以上</p> <p>○100億宣言企業向けの事業要件</p> <p>・投資額15億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ・賃上げ要件：補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上 ・100億宣言企業の事業者が対象</p> <p>○100億宣言企業向けで申請する場合には、補助金の公募の申請時までに、申請者の100億宣言が100億ポータルサイトに公表されていることが必要。 ○同一の公募において、同一の事業者は1件のみ</p>	50億円	1/3以内	<p>地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的としています。</p>	中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等） ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象 ※みなし大企業は対象外 ※スタートアップ企業：設立20年以内の企業であり、公募開始時点でVC等やCVCが株主構成に加わっている者	交付決定日から最長で2028年12月末まで	https://www.nri.com/jp/news/public_offer/growth_subsidies_2026.html	○問合せ先：中堅・中小成長投資補助金サポートセンター
NEW	4	中小企業省力化投資補助金（一般型）第6回	全国	全国	(空白)	2026年02月13日	2026年05月中旬	(空白)	※申請開始日は2026年4月中旬（予定）	<p>○基本要件</p> <p>①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加 ③事業場内最低資金が事業実施都道府県における最低資金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低資金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p> <p>○その他の要件</p> <p>① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。</p> <p>② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。</p> <p>③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。</p> <p>④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、汎用設備を組み合わせることでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であることとし、本事業の対象となります。 ※単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。 ○詳細は公募要領を参照ください。</p>	<p>従業員数5名以下：750万円（1,000万円） 従業員数6～20名：1,500万円（2,000万円） 従業員数21～50名：3,000万円（4,000万円） 従業員数51～100名：5,000万円（6,500万円） 従業員数101名以上：8,000万円（1億円）</p> <p>※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※大幅賃上げ特例（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額）</p>	<p>中小企業：1/2（2/3）※ 小規模・再生事業者：2/3 ※最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模 再生事業者等は除く。））</p> <p>※デジタル技術等を活用した専用設備（「オーダーメイド設備」とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sier）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。</p> <p>事業概要） 生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化</p>	<p>中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備（※）を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。</p> <p>※デジタル技術等を活用した専用設備（「オーダーメイド設備」とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sier）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。</p>	中小企業者、小規模事業者等 中堅・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人	交付決定日から18か月以内（採択発表日から20か月以内）	https://shoryokuka.smr.go.jp/ippan/	○問合せ先：中小企業省力化投資補助金事務局 コールセンター（独立行政法人中小企業基盤整備機構） ○申請方法：電子申請システムにより申請（GビジネスIDプライムアカウントの取得が必要）
NEW	5	令和7年度（補正予算）ゼロエミッション船等の建造促進事業	全国	全国	(空白)	2026年02月27日	2026年04月17日	(空白)	※正午締切	<p>○対象事業要件</p> <p>ゼロエミッション船等の建造において、水素、アンモニア及び電力（バッテリー）を推進エネルギー源とさせるために必要となる関連船用機器等の生産設備）の整備及び艦装プラットフォーム等の整備を行う事業であること。 なお、今回の公募の補助対象となる推進エネルギー源は、水素、アンモニア及び電力（バッテリー）となる。 ○補助対象施設 次に掲げる施設において行われる事業であること。 工場：日本標準産業分類（令和5年7月告示）に掲げる製造業の用に供される施設</p>	150億円（初年度：10億円）	大企業：1/3以内 中小企業等：1/2以内	<p>水素、アンモニア、LNG、メタノール及び電力（バッテリー）を推進エネルギー源とする船舶（以下「ゼロエミッション船等」という。）の建造において、水素、アンモニア及び電力（バッテリー）を推進エネルギー源とさせるために必要となるエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等（以下「関連船用機器等」という。）の生産設備の整備事業及びこれらの関連船用機器等を船舶に搭載（艦装）するための設備等（艦装プラットフォーム等）の整備事業（以下「間接補助事業」という。）を実施することにより、ゼロエミッション船等の国内生産体制を世界に先駆けて構築し、市場導入促進によるCO2の排出削減を進めるとともに産業競争力強化・経済成長を図ることを目的とする。</p> <p>なお、今回の公募の補助対象となる推進エネルギー源は、水素、アンモニア及び電力（バッテリー）となる。</p> <p>事業内容） 今後、新燃料船への代替建造が急速に進むと見込まれることを踏まえ、ゼロエミッション船等の供給基盤確保を推進するため、以下の補助を行う。 ・ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備の整備・増強 ・上記船用機器等を船舶に搭載（艦装）するための設備等の整備・増強</p>	大企業、中小企業等	交付決定日～2030年1月31日まで	https://pczes05.jstrea.jp/concept/	○問合せ先：一般財団法人日本船舶技術研究所 ゼロエミッション船等の建造促進事業 事務局

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	6	福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援補助金（エネルギーコスト削減補助金）	東北	JP-07:福島県	(空白)	2026年03月16日	2026年05月29日	(空白)	※17時締切 ※期間内であっても、応募申請額が予算額に達した時点で申請を締め切ります。	○補助要件 ・更新機器・既存機器のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により10%以上減少していること。 ・製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は、購入先、販売会社、メーカー等よりエネルギー消費量が10%以上減少する証明を受けること ・令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同時期の3か月と比較し、上回っていること ○価格転嫁の円滑化に向けて福島県及び県内経済団体等で推進する「パートナーシップ構築宣言」をできる限り行うこと（実績報告まで）	300万円	2/3以内	県内中小企業者はエネルギー価格の高騰が続いていることで多大な影響を受け、厳しい経営環境に直面しています。省エネルギー効果の高い設備・機械等への更新を支援することで、エネルギー価格高騰に耐え得る足腰の強い中小企業等への変革を促進し、地域経済の持続的成長の実現を図ります。また、省エネによるCO2排出量の削減により、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO2排出量の約75%を占める事業活動における環境負荷の低減に寄与していきます。 対象設備 次に掲げる設備・機械を対象とする。ただし、更新等にあたり現在使用している設備、機械等と比較してエネルギー消費量の10%以上減少が確認できるものとします。 ・高効率照明（既存照明からLED等への更新に限る） ・空調設備（既存設備の更新に限る） ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫（既存設備の更新に限る） ・機械設備等（既存設備の更新に限る） ※工作機械、プレス機械、加工機械等の生産設備が対象 ・特殊車両等（既存設備の更新に限る）	県内に本社又は工場等がある中小企業等	交付決定日～2026年11月30日(月)	https://www.city.fukushima.jp/energycoo/	○問合せ先：福島県エネルギーコスト削減補助金事務局（福島県中小企業団体中央会 経営支援課）
NEW	7	喜多方市事業者省エネ設備更新支援補助金	東北	JP-07:福島県	喜多方市	2026年04月06日	2026年11月30日	(空白)	※予算額の上限に達し次第、事前予告なしで受付終了となります。	○製品カタログ等により既存機器と更新機器のエネルギー消費量を比較し、更新後の数値が減少することを確認できること。製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は、購入先や販売メーカー等からエネルギー消費量が減少することの証明を受けること。 ○令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同時期の支払額と比較し、上回っていること。 ○設備更新については、原則として市内業者に発注すること。生産設備等の専門的な設備でやむを得ず市外業者に発注する場合は、理由書を提出すること。 ○1事業者につき、申請は1回までです。複数回に分けての申請はできません。	100万円	2/3以内	市では、長引くエネルギー・物価高騰の影響を受けている市内事業者等の事業継続を支援するため、事業者等が実施する省エネルギー効果の高い設備等への更新にかかる経費の一部を補助します。 対象経費 ①エネルギー消費量の減少が確認できる省エネ設備等の更新に必要な経費 ・高効率照明（LED等） ・空調設備 ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫 ・機械設備等 ②省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費（工事費等） ③省エネ設備等の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用	市内事業者	交付決定日～2027年1月29日まで	https://www.city.kataoka.fukushima.jp/ushima.jp/soshiki/syoukan/60588.html	○問合せ先：喜多方市産業部 商工観光課（商工業・雇用・創業支援班）
NEW	8	令和8年度明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業助成金（第1回募集）	関東	JP-13:東京都	(空白)	2026年04月01日	2026年04月08日	(空白)	(空白)	○申請区分として「業種に関する区分」と「規模に関する区分」があります。 (1)業種に関する区分 ①ものづくり区分：日本標準産業分類において「大分類E製造業」に該当する事業者が行う、自社の技術の高度化・高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの ②受託サービス区分：日本標準産業分類において「大分類E製造業」に該当する以外の事業者が行う、自社のサービスの高度化・高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの (2)規模に関する区分 ①小規模企業区分：中小企業基本法に定める小規模企業者に該当し、小規模企業区分での申込みを希望する事業者 ②一般区分：①以外の事業者及び①の事業者のうち一般区分での申請を希望する事業者 ※小規模企業区分に該当する事業者でも、一般区分に申請することは可能	小規模企業区分:1,000万円 一般区分：2,000万円	2/3以内	主として発注企業の仕様に基づいて製品、サービスを提供する都内の受注型中小企業者が行う、技術・サービスの高度化・高付加価値化のための技術開発等を支援し、受注機会や事業範囲の拡大など、都内受注型中小企業の技術・経営基盤を強化することを通じて、都内産業の振興に資することを目的とします。	○東京都内に本店があり、令和8年4月1日現在で引き続き2年以上事業を営んでいる中小企業者等 ○上記中小企業者等によって構成される中小企業グループ	2026年7月1日～2027年9月30日	https://www.tokyo.chuokai.or.jp/siensido/jyosha/jiyou/asuchare.html	○問合せ先：東京都中小企業団体中央会 支援事務局 ○申請方法：郵送
NEW	9	荒川区製造業等企業価値向上支援事業補助金	関東	JP-13:東京都	荒川区	2026年02月24日	2026年03月31日	(空白)	(空白)	○試用等を含め、実際に設備等を導入する前に相談が必要。 ○特例の適用要件 (1)経営革新計画の承認を受け、かつ計画に沿った設備を導入する事業者、 (2)エコアクション21の認証又はISO14000シリーズの認証を受け、かつ認証された内容に沿った設備等を導入する事業者、 (3)東京都中小企業振興公社が実施するBCP実践促進助成金の交付決定を受け、かつ交付決定の内容に沿った設備等を導入する事業者 (4)区が実施する中小企業デジタル化支援事業の受託を完了し、翌年度までに設備投資等を行う事業者（DX推進補助の申請時のみ適用） ○賃上げ要件 ・補助金申請月の前月から遡る12か月間における給与支給総額（注釈1）が、そこから更に遡る12か月間における給与支給総額より2%以上増加していること。 ・申請月の前月における事業所内の従業員の最低賃金（注釈2）が地域別最低賃金+30円以上であること。	一般：100万円 賃上げ特例：200万円 デジタル化特例：300万円	一般：1/2 賃上げ要件：2/3 デジタル化特例：1/2	荒川区では、中小企業者の生産性向上及び企業価値向上を目的とした補助を行っています。区の重点支援地方交付金の活用により、区内企業の経営基盤強化を目的として、賃上げを実施した企業およびデジタル化を推進する企業に対し補助率・補助上限額を引き上げ、本補助金の申請受付を延長します。 補助金メニュー 補助金メニューは以下の4つあり、「(1)生産性向上設備投資補助」が対象です。 (1)生産性向上設備投資補助 生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を得るために直接的に必要であり、かつ計画期間3年で年平均1パーセント以上の労働生産性を向上させるために必要な設備の設置 (2)ダイバーシティ経営推進補助 多様な人材が働きやすい職場環境を整備するために必要な設備の設置 (3)DX推進補助 デジタル技術を用いて、業務効率化や販路拡大に繋げるために必要なシステムの構築及び導入等 (4)BCP実践設備投資補助 公社BCP助成金交付要綱による助成対象事業として規定されている設備等の導入	区内に本社を有する製造業等の中小企業者	交付決定日から2026年3月31日まで ※賃上げ特例・デジタル化特例を利用する場合は令和9年3月末まで	https://www.city.akawa.tokyo.jp/a021/jigyousha/jiyou/unei/syoubonhojyo.html	○問合せ先：荒川区産業経済部 経営支援課
NEW	10	2026年度新あいち創造研究開発補助金	中部	JP-23:愛知県	(空白)	2026年03月25日	2026年04月07日	(空白)	※15時締切	○対象分野 次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、デジタル(AI)、カーボンニュートラル分野等の研究開発、実証実験 ○対象事業 県内で実施される「研究開発」又は「実証実験」についての以下の区分の事業 (1)研究開発（一般枠） 次世代成長分野等（詳細は公募要領を参照）において、県内に事業所を持つ企業等が新たな製品や技術の開発を目指して実施する研究開発について、次の①から④までのいずれかに該当するものを補助対象とします。 ①外部機関と連携して実施する研究開発、②アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資する研究開発、③あいちシンクロナン光センターを活用して実施する研究開発、④産産連携により実施する研究開発 (2)研究開発（スタートアップ・トライアル枠） 研究開発に意欲のある中小企業の裾野を拡大し、愛知県の産業を支える中小企業の産業競争力の底上げを図るため、過去に本補助金の採択実績がない中小企業や新たな事業展開を図るスタートアップを対象 (3)研究開発（デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠） 世界的な視点で全ての産業が対応しなければならない喫緊の課題であるデジタル化やカーボンニュートラルに関する取り組みを対象 (4)実証実験 企業等が技術の高度化若しくは実用化又は製品の普及を目指して実施する、技術的・社会的な課題の検証について、次の①から④までのいずれかに該当するものを補助対象とします。 ①次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施する実証実験、②次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化に資する実証実験、③アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資する実証実験 ④産産連携により実施する実証実験	一般枠：1億円 デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠：1億円 スタートアップ・トライアル枠：1,000万円 実証実験：1億円	大企業：1/3以内（※） 中堅企業及び市町村：1/2以内（※） 中小企業：2/3以内 ※上記区分であっても、航空宇宙産業特区関連事業、あいちシンクロナン光センターを活用する事業は、2/3以内	愛知県では、2012年度に創設した「産業空洞化対策減税基金」による企業立地や研究開発・実証実験の補助をしてまいりましたが、社会経済情勢の大きな変化に対応するため、2025年4月1日より、「産業競争力強化減税基金」と名称を改め、事業の見直しを行いました。 次世代自動車や航空宇宙、ロボットなど、今後の成長が見込まれる分野において、企業等が行う研究開発・実証実験を支援し、本県における付加価値の高いモノづくりの維持・拡大につなげることを目的とした補助制度が「新あいち創造研究開発補助金」です。	・大企業 ・中堅企業 ・中小企業（採択実績がない又は原則創業10年未満の場合はスタートアップ・トライアル枠可） ・市町村(実証実験のみ)	交付決定日から2027年3月31日 ※研究開発（一般枠）については複数年度（2年）を選択できます。 ○説明動画の配信： 2026年2月18日～2026年4月7日15:00 ○同一法人・事業者からの応募は、1件に限ります。	https://www.pref.aichi.jp/press-release/20260218-01.html	○問合せ先：愛知県 経済産業部 産業振興課 ロボット産業グループ ○申請方法：あいち電子申請又はデジタル庁Webページ(Jグランツ)から提出 ○説明動画の配信： 2026年2月18日～2026年4月7日15:00 ○同一法人・事業者からの応募は、1件に限ります。
NEW	11	2026年度ロボット未活用領域導入検証補助金	中部	JP-23:愛知県	(空白)	2026年03月25日	2026年05月29日	(空白)	※17時30分締切	○ロボットの提供側・利用側の双方が参画する事業実施体制を組むこと。 ○同一目的の事業において、国や地方公共団体等から補助金等の交付を受ける場合には、原則として、該当部分はこの補助金の対象としません。 ○事前検証：業務分析、業務効率化検証、業務のロボット化・自動化の検討、周辺設備や機器との連携検証、技術面・運用面の課題検証、費用対効果検証、事業化可能性調査など	500万円	中小企業者等：2/3以内 大企業、大学、研究機関、その他団体：1/2以内	ロボットの活用が進まない領域（用途）において、その要因の1つとなっている技術面や費用対効果等の不透明さを解決するための事前検証を支援し、ロボット導入の促進を図ります。さらに、事前検証を通じて明らかにされた効果や立証された事業モデルについて、同様のユースケースへの横展開へ繋げることも目的としています。 対象事業 下記の分野のうち、ロボット未活用領域（用途）において実施する事前検証が対象 ・製造・物流分野：食品製造業における産業用ロボット等の活用や、ピッキング・搬送ロボットの活用による物流の自動化 ・医療・介護分野：介護ロボット（移動・移乗・排泄支援、見守り、コミュニケーション）やハビリタ支援ロボットの活用 ・空モビリティ活用分野：荷物搬送やインフラ点検業務におけるドローンの活用 ・業務用サービスロボット活用分野：自動配送ロボット、案内・コミュニケーション・警備ロボットの活用	○「あいちロボット産業クラスター推進協議会」に加入している中小企業者等、大企業、大学、研究機関、その他団体 ○ロボットの提供側・利用側のいずれかであること。 [提供側] ロボットメーカー、ロボットシステムインテグレーター、ロボットサービス提供者等 [利用側] ロボットの提供側が製造・構築・販売する機器又は提供するサービスを利用する者 ○ロボットの提供側・利用側のいずれかが県内に事業所を有すること。	交付決定日～2027年3月31日	https://www.pref.aichi.jp/press-release/20260302.html	○問合せ先：愛知県 経済産業部 産業振興課 ロボット産業グループ ○申請方法：あいち電子申請・届出システム

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	12	2026年度 中小企業デジタル 化・DX促進 補助金	中部	JP-23:愛 知県	(空白)	2026年03 月06日	2026年05 月12日	(空白)	※17時締切	○対象事業 生産管理、仕入・在庫管理、販売・顧客管理、バックオフィス業務（財務会計・人事等）における、業務の効率化や高度化に資する以下の取組 A) デジタル技術を活用した業務プロセスや生産プロセスの可視化・課題認識のためのコンサルティング B) 生産性向上や省力化のためのデジタルツール導入 C) 既存システムの改修や新システムの構築 ○同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合は対象外。	200万円	中小企業：1/2 以内 小規模企業者： 2/3以内	効果的なデジタル化・DXを実現するためには、自社の業務プロセスを分析し、経営課題を認識することが必要となります。また、複雑化・ブラックボックス化したレガシーシステムから脱却し、最新のデジタルツールやクラウドシステムと連携できる環境を整えることが重要です。 本補助金により、デジタルツールの導入、中小企業のニーズを踏まえた課題解決のコンサルティング、システム構築や既存システムの改修を支援することで、県内企業のデジタル化・DXを促進します。	「あいち産業DX推進コンソーシアム」に加入している県内に事業所を持つ中小企業、小規模企業者	交付決定日～2026年12月31日まで	https://www.pref.aichi.jp/pre-ss-release/aichi-pref-iot/digital-hojyokin-koubou2026.html	○問合せ先：石川県産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ
NEW	13	半田市企業再投資促進補助金	中部	JP-23:愛 知県	半田市	(空白)	(空白)	随時	※随時	○【交付要件】 50人以上（中小・中堅企業者は25人以上）の常用雇用者を有する事業者で、投資規模が25億円以上（中小・中堅企業者は1億円以上）であること。 ○愛知県の「新あいち創造産業立地補助金」に採択されることが条件。	10億円（県5億円、市5億円）	固定資産取得費用（土地を除く）のうち ・中小・中堅企業者：10%（県5%、市5%） ・（みなし）大企業：9%（県4%、市5%） （市独自に県補助率+1%）	長年にわたり市内の経済・雇用の基盤を支えている企業の再投資を愛知県と連携して支援します。 ※「新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）」に対応した補助金 対象分野） ・自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連など ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の東尾張地域集積圏の分野	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設を行う企業	(空白)	https://www.city.handa.lg.jp/jgyosha/ritchi/1005611/1005623.html	○問合せ先：半田市役所 産業課 企業立地担当
NEW	14	賃上げに向けた 収益力強化補助 金	中部	JP-17:石 川県	(空白)	2026年02 月20日	2026年04 月30日	(空白)	(空白)	○賃金引上げ要件 以下の①もしくは②を満たすこと。 ①賃上げ対象期間（令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間）に、一人当たり平均給料を賃上げ前（令和7年12月支給分）と比較して4%以上増加させること。 ②令和7年度中に大幅な賃上げを実施した企業を支援する観点から、賃上げ対象期間（令和7年1月1日から令和8年9月30日までの間）に一人当たり平均給料を、賃上げ前（令和6年12月支給分）と比較して8%以上増加させること。 ○経営計画策定要件 商工会・商工会議所、認定経営革新等支援機関とともに経営計画を策定し、持続的な賃金の引上げのために、生産性向上や収益力強化に取り組むこと。	600万円	中小企業者： 2/3 小規模事業者： 3/4	深刻な人手不足や物価高により、県内企業が厳しい環境にある中、先般の最低賃金引き上げへの対応に加え、令和8年春、そして今後も継続的な賃上げが求められる状況にあります。 令和8年春に賃上げを実施する企業が、今後も持続的な賃上げと成長を実現できるよう、最低賃金を含む、県全体の賃金水準の底上げを図る企業の「稼ぐ力」の強化（生産性向上や収益力強化）を支援するものです。 対象事業） 次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。 (1)持続的な賃上げや付加価値の拡大につながる、生産性向上や収益力強化を図る事業（取組）であること。 (2)商工会・商工会議所、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら取り組む事業であること。	県内に本社または主たる事業所を有する中小企業・小規模事業者	交付決定日～2027年1月29日まで	https://j-ppf2.jp/is-k-chinaghejoa/	○問合せ先：石川県賃上げ事業者支援センター
NEW	15	石川県省エネ設備等導入支援事業	中部	JP-17:石 川県	(空白)	2026年02 月20日	2026年04 月17日	(空白)	(空白)	○設備を導入する拠点が「いしかわ事業者版/工場・施設版環境ISO」の登録を受けており、県が指定する様式の「簡易診断シート」で提出すること ○過去3年以内に省エネ診断を受けていること	600万円（※） ※過熱・断熱に要する 工事費は200万円	1/2	石川県では、県内企業の省エネ・脱炭素化の取組を加速化させ、競争力強化を図ることを目的に県内企業の省エネ・再エネに関する設備投資等を支援します。 対象事業） 県内事業所において、炭素生産性(※)の向上に寄与する省エネ設備や再エネ設備の導入に該当する事業 ※炭素生産性＝付加価値額÷エネルギー起源二酸化炭素排出量 ○省エネ事業 ・燃料や電力の消費抑制を図るために、省エネ設備の更新や導入を行う事業 ・建物の過熱・断熱性能の向上に寄与する工事（空調とのセットでの申請に限る） ○再エネ事業（自家消費を主目的とするもの） ・事業所のエネルギーコスト削減のため、再エネ設備の導入を行う事業	県内に本社または主たる事業所を有する中堅・中小企業者等	交付決定日～2027年2月12日まで	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/syoene/r7koubou.html	○問合せ先：石川県省エネ設備等導入支援事業運営事務局
NEW	16	鯖江市生産性向上設備等導入支援補助金	中部	JP-18:福 井県	鯖江市	2026年02 月02日	(空白)	(空白)	※随時 ※予算額に達し次第、募集を終了	○令和8年2月2日以降、新たに中小企業等経営強化法に定める先端設備等導入計画の認定を受けていること。 ○先端設備等導入計画において、雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げを実施する方針に従業員に対して表明していること。 ○国や県などの機関が実施する補助金等の交付がないもの。 ○事業者事前に補助金申請を行ってください。交付決定前に事業に着手（発注等）した場合は補助対象となりません。	100万円	2/3以内	市内中小企業の労働生産性向上と賃金引上げにつながる環境づくりを目的に、省力化・合理化を図る先端設備等の導入に係る経費を補助します。 ※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」を活用しています。 対象経費） 鯖江市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載され、かつ補助金の交付決定日以降に着手する先端設備等の導入に要する経費 対象設備） 鯖江市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載のある設備等 ○設備の種類と最低価額 ・機械装置：160万円以上 ・工具：30万円以上 ・器具備品：30万円以上 ・建物附属設備：60万円以上 ・ソフトウェア：70万円以上	市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者（みなし大企業はのぞく）	(空白)	https://www.city.saba.fukui.jp/kankosangyo/kigyoshien/kigyoshien/shien_boshu/sentansetsubi.html	○問合せ先：鯖江市産業交流部 産業振興課
NEW	17	富山県中小企業 トランスフォー メーション補助 金 (第3次募集)	中部	JP-16:富 山県	(空白)	2026年02 月27日	2026年07 月31日	(空白)	(空白)	○補助率引上げ要件 事業実施期間内（実績報告提出日まで）に給与支給総額（月額）を前年同月比で3%以上引き上げること。 ○事業実施期間内に事業場内平均賃金（時給単価）を10%以上引き上げることが必須です。 ○GX枠を除き、「とやまDXパートナー」に登録されたITベンダー等の支援を受けて申請する必要があります。 ○第1次、第2次募集で採択された枠と同一の枠への申請はできません。 (ただし、第1次、第2次募集のDX枠で採択となった事業者が、AI導入枠へ申請することは可能です。)	省力化・省人化モデル 枠：1,000万円 DX枠：500万円 AI導入枠：500万円 GX枠：500万円	省力化・省人化モデル枠、AI導入枠： ・中小・組合：2/3 ・小規模：3/4 DX枠、GX枠： ・中小・組合：1/2 or 2/3 (※) ・小規模：2/3 or 3/4 (※) ※ 補助率引上げ要件（給与支給総額を3%以上引上げ）	物価高や人手不足など厳しい事業環境に直面している事業者の皆様を対象に、人手不足へ対応するための省力化・省人化による生産性向上を図る取組みや、自社の課題解決及び競争力強化のため、DXやGXを通して業務プロセス・事業構造の改革や最適化を図る意欲的な取組みを幅広く支援するものです。 対策が急務な人手不足へ対応するためのモデルとなる取組みや急速に進化したAIを活用した取組みを力強く後押しするとともに、DXやGXに係る取組みにおいても、生産性向上による更なる賃上げに向けた取組みを実施された場合は、補助率の引上げにより、支援を一層強化します。 ○対象事業 ・省力化・省人化モデル枠：人手不足に対応するため、企業全体として省力化・省人化の戦略を定めて実施する複合的な取組 ※労働生産性の4%以上向上が必須 ※給与支給総額（月額）の3%以上引上げが必須 ・DX枠：計画策定や診断等の結果を踏まえ、デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善を図る取組み ※労働生産性の3%以上向上が必須 ・AI導入枠：デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善を図る取組みに加え、AI導入による先進的な取組み ※労働生産性の4%以上向上が必須 ・GX枠：計画策定や診断等の結果を踏まえ、二酸化炭素の排出削減に資する業務プロセスの改善や先進的な取組み ※事業場単位又は会社全体で二酸化炭素排出量の1%以上削減が必須	県内に主たる事務所を置く（本社登記県内）の中小企業者、小規模事業者等	2026年2月3日～2027年1月8日	https://www.tonior.jp/search/20251216-information/	○問合せ先：富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局
NEW	18	吹田市中企業 ブーストアップ 補助金	近畿	JP-27:大 阪府	吹田市	2026年02 月24日	2026年08 月31日	(空白)	※事前相談のエントリーシート提出期間 ※エントリーは先着順です。予算上限に達し次第、受付を終了。	○国や府、その他団体から補助金等を受けた事業及び受ける見込みのある事業は対象外。 ○対象経費 ・市内の事業所において、直接的に事業の用に供する設備（ソフトウェアを含む。）の購入費用。 ※取得価額が単価20万円（税抜き）未満の設備は、補助対象外です。 ※吹田市外に設置する設備は、補助対象外です。 ・対象設備の購入に付随して必要と認められる工事費、運送料、初期設定費用等その他の経費。 ※補助対象経費として算入できる金額は、設備の購入経費総額の2分の1を上限とします。	200万円	2/3以内	物価高騰下において中小企業者が継続的な賃上げを行える環境を整備するため、生産性向上に向けた設備投資を行う市内中小企業者を支援し、地域経済の持続的な発展を図るものです。 対象事業） 市内事業所の生産性向上に資する設備投資を行う事業 ※国や府、その他団体から補助金等を受けた事業及び受ける見込みのある事業は対象外です。	市内に主たる事業所を有する中小企業	交付決定日～2027年2月26日まで	https://www.city.uita.osaka.jp/sangyo/101802/101803/10141621.html	○問合せ先：吹田市都市魅力部 地域経済振興室 中小企業ブーストアップ補助金担当 ○事前相談のため、エントリーシートをメールで提出してください。

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	19	滋賀県未来投資総合補助金(第3弾)	近畿	JP-25:滋賀県	(空白)	2026年03月02日	2026年07月17日	(空白)	※各募集期間 一次：2026年3月2日(月)～2026年3月31日(火) 二次：2026年6月8日(月)～2026年7月17日(金)	○常時使用する従業員を1名以上雇用し、常時使用する従業員の平均賃金を令和7年12月支給賃金と比べて、令和8年1月1日から補助事業完了までに、3.5%以上増加させること。 ○複数の事業を同時に実施することも可能ですが、申請は一次募集および二次募集を通じて、1事業者につき1回限りとします。 ○第1弾または第2弾の補助金支給事業者の第3弾への申請は可能ですが、第2弾の補助金支給事業者の一次募集は申請不可となります。 ○詳細は手引きを参照ください	賃上げ率算定対象の従業員数が、 1～5名：50万円 6～20名：200万円 21名以上：500万円	賃上げ率算定対象の従業員数が、 1～5名：2/3 6～20名：1/2 21名以上：1/2	本事業は、長引く物価高騰等の影響を受ける県内中小企業等において、持続的な賃上げの実現につながるよう、生産性向上や新事業展開、人材育成に資する事業者が行う未来を見据えた意欲的な取組を後押しすることで、賃上げの原資となる付加価値を増加させることを目的とします。 対象事業) ①生産性向上(高効率装置への更新による業務効率向上、DXによる生産・業務の効率化、省人化等) ※DXでなくても可(ロボット、物流システム、キャッシュレス決済の導入等) ②新事業展開(新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ、事業転換・業種転換・業態転換等) ③人材育成(従業員のリスキリングに資する教育訓練等の受講等)	県内に事務所または事業所を有する中小企業者等(みなし大企業除く)	交付決定日から2026年12月31日まで	https://www.knt.co.jp/ec/shiga-miraitoshi_2026/	○問合せ先：滋賀県未来投資総合補助金事務局
NEW	20	賃上げ環境整備に向けた設備投資支援事業	中国	JP-34:広島県	(空白)	2026年03月17日	2026年04月30日	(空白)	※17時15分締切	○助成対象事業 助成の対象となるのは、生産性向上等に資する設備又は創エネ関連設備への投資費用で次の条件をすべて満たす必要があります。 1)広島県内の事業場に関する設備投資であること。 2)助成対象の業種については公募要領等を参照ください。 3)投資額(既存の建物の取得に要する費用を除く。)の2分の1以上が、助成対象の業種に属する事業等の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。 4)国の補助金等、国の交付金を財源とする自治体の補助金等を活用する設備投資でないこと。 ※本助成金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。 5)事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。 ○中山間地域(対象地域) 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市の一部、府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町の全域	2億円(1事業者あたり) ※投資下限額：1,000万円(税抜)	○生産性向上等に資する設備：投資額の15%(※) ○創エネ関連設備：投資額の15%(※) ※中山間地域(補助要件参照)の助成率は20%	物価高騰等の影響がある中で、県内中堅・中小企業の生産性向上等に資する設備投資又は創エネ関連の設備投資に係る費用の一部を助成することで、中堅・中小企業の負担を軽減し、製品の付加価値創出や事業活動の持続につなげ、賃上げに向けた環境を整備し、県内経済の成長を図ることを目的とします。 助成対象経費) ①生産性向上等に資する設備 AI、IoT、ロボット化、又は省エネ等により、単時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率等 ②創エネ関連設備に付随する設備：太陽光、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを使用した発電設備や、再生可能エネルギーを使用した発電した電気を蓄電する設備の設備費・設置工事費・運搬費等 ③創エネ関連設備に付随する設備：発電設備等を効果的に運用するための補助的な設備(点検・監視・補強設備等)の設備費・設置工事費・運搬費等	県内に事業場(工業等)を有する中堅・中小企業者	交付決定日～2027年1月31日まで	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/76/chinage-josei.html	○問合せ先：広島県 商工労働局 県内投資促進課 ○本事業は、令和7年度2月補正予算成立を前提としています。
NEW	21	香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金(未来投資応援補助金)	四国	JP-37:香川県	(空白)	2026年02月12日	2026年03月23日	(空白)	(空白)	○対象事業 物価高騰が継続する中、県内事業者の稼ぐ力の強化と賃上げの好循環の実現に向けた、成長、生産性向上につながる香川県内における設備投資であって、補助対象経費合計額が25万円(税抜)以上となる以下の事業を対象とします。 ○対象要件 以下のいずれも満たすこと ・機械設備の導入等により付加価値額の増につながること 【付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費】 ・継続的な賃上げに取り組むこと 【従業員がいる場合】 ○同一事業者が、同一内容で、本制度以外の国、県、市町などの補助事業や委託事業等に採択されている場合には、本事業では採択いたしません。	100万円 (直近の売上高が10億円以上の事業者は500万円)	3/4	物価高騰が継続する中、県内事業者の稼ぐ力の強化と賃上げの好循環の実現に向けて、県内事業者の成長、生産性向上につながる未来への設備投資に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、支援することを目的とします。 対象事業) 物価高騰が継続する中、事業者の成長、生産性向上につながる香川県内における設備投資であって、 【①成長につながる新事業展開/事業分野拡大に必要な設備投資】 または、 【②生産性向上につながる設備投資】 のいずれかを対象とします。	○県内に本社のある中堅企業、中小企業 ○県内に主たる事務所のある医療法人、農業法人、NPO法人等のその他の法人 ○県内に住所のある個人事業者	2025年10月1日～2026年9月30日	https://j-ppf2.jp/kagawa-ouenhojokin/	○問合せ先：未来投資応援補助金コールセンター ○受付方法：郵送で提出
NEW	22	佐賀県中小企業生産性向上支援補助金(第6弾)第一次募集	九州	JP-41:佐賀県	(空白)	2026年03月24日	2026年04月24日	(空白)	(空白)	○資金UP支援枠 以下の全ての項目を満たす事業者。 ①令和6年10月18日以降の事業場内最低賃金を5%以上引き上げること。 ②請報告日または令和8年11月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う賃金を支給していること。 ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金を下回っていないこと。 ○単身事業者支援枠 以下のいずれかに該当する者。 ①令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。 ②令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること。	①資金UP支援枠：200万円(※) ②単身事業者支援枠：120万円 ※ただし、令和6年10月18日以降に10%以上の賃上げを実施又は予定している事業者については上限額400万円	2/3以内または3/4以内(※) ※①資金UP支援枠の場合：令和6年10月18日以降に10%以上の賃上げを実施又は予定している中小企業又は伝統的地場産品製造事業者等 ②単身事業者支援枠の場合：耐用年数を超えたもの、または購入後10年を経過した既存の建物付帯設備、機械への機能向上を目的としたオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組	原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上(高付加価値化・効率化)を支援するものです。 対象事業) ・デジタル技術等を活用した業務改善の取組 ・生産の効率化等のための取組 ・新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組 【取組例】 (1)生産性向上(高付加価値化・効率化) (2)設備持続可能性 (3)耐用年数を超えたもの、または購入後10年を経過した既存の建物付帯設備、機械への機能向上を目的としたオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組	県内に店舗や事業所を有する中小企業者等	交付決定の日から2026年11月15日まで	https://saga-perch.jp/news/000342.php	○問合せ先：佐賀県産業イノベーションセンター補助金事務局
NEW	23	佐賀県カーボンニュートラルチャレンジ設備投資促進補助金	九州	JP-41:佐賀県	(空白)	2026年03月09日	2026年06月01日	(空白)	(空白)	○申請要件 応募申請にあたり、以下の点に留意してください。 (1)事業効果を測定するために、事業終了後2年間、温室効果ガスの排出量を算定、報告していただく必要があります。 (2)企業経営の脱炭素化に向けた取組を県内企業に普及拡大していくにあたり、補助事業内容を県が作成する脱炭素経営ガイドブックやホームページ等に掲載させていただく予定です。 ○補助対象 「佐賀県ローカル発注促進要領」に基づき、補助金の交付を受ける事業者は、県内の事業者を優先的に活用することとされています。県外の事業者から調達するときは、当該事業者が発注等契約に類する行為を行う前までに当該要領で定める理由書を提出しなければなりません。	1,000万円	2/3以内	エネルギー価格が高騰する中、県内中小企業の省エネ設備等の導入や更新を支援することにより、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーコストの低減など脱炭素経営の推進を図ることを目的として、内閣府による「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、予算の範囲内で補助金を交付します。 <対象設備> 温室効果ガスの排出量削減が見込まれる省エネ設備(新規導入、既存設備の改良や見直しも含む)	佐賀県内に本店又は本社を有する中小企業者	交付決定の日から2027年2月19日まで	https://www.pref.saga.lg.jp/kij003118427/index.html	○問合せ先：佐賀県産業労働部 産業グリーン化推進グループ 産業グリーン化担当
UP date	24	令和7年度新居浜市中小企業振興補助金	四国	JP-38:愛媛県	新居浜市	(空白)	2026年03月31日	(空白)	※事業完了日から30日以内、または2026年2月27日まで ※2月末日までに申請が行えなかった場合、3月に事業が完了する場合につきましては、令和8年3月31日(火)まで申請を受付します。	○生産性向上機器導入事業 補助事業内容)中小企業者(団体)が生産性向上に資する機器を導入したとき。 ○事業範囲 生産性向上に資する機器の導入は、生産システムの合理化、製品の高付加価値化及び効率化を図るためのNC(数値制御)工作機械その他市長が認めた機器の導入(リース及びレンタルを含む。) ※その他市長が認めた機器とは：産業ロボット、レーザ加工機等	100万円	事業費の10/100以内	新居浜市では、中小企業の経営の安定及び雇用の促進を図るために助成制度を設けています。 対象事業) 以下のタイプあり、本項目は「生産性向上機器導入事業」が対象です。 ・共同施設設置事業 ・事業所設置事業 ・空き店舗活用事業 ・産業財産権取得事業 ・人材養成事業 ・市場開拓及び催物等事業 ・生産性向上機器導入事業 ・外国人材活用支援事業 ・人材確保事業 ・労働環境改善事業	中小企業者等	～2026年2月28日まで	https://www.city.niigama.lg.jp/soshiki/sanshin/s_hinkoujyo_sei.html	○問合せ先：新居浜市産業振興課